

2020年7月10日

ミシガン州におけるマスク等の着用義務化

(ポイント)

● 本日(7月10日)より、ミシガン州においては、屋内の公共の場だけでなく、屋外でも混雑したスペースにおいては、マスク等の着用が義務化されました。

(本文)

1 本日(7月10日)、ホイットマー・ミシガン州知事は、同州においては、屋内の公共の場だけでなく、混雑した屋外のスペース・会場等においても、マスク等の着用を求める行政命令を発出しました。

この命令で、(1)屋内の公共スペース、(2)屋外で、同居する家族以外の者と継続的に十分な距離(6フィート以上)を保つことができないとき、(3)公共交通機関の利用及びそのための待機、タクシー等の利用、においてはマスク等の着用が必要となります。また、サービスを提供する側においても、このような場でマスク等を着用していない顧客に対しては、サービスを提供してはならないとされています。

なお、この命令に故意に違反した場合には軽犯罪に該当するとのことですが、但し、5歳未満や、健康上の理由で医師等からマスク等の着用を推奨されていない者、及び飲食施設にて着席し飲食している者等へは同命令は適用されないとされています。

詳細につきましては、以下の州知事命令よりご確認ください。

ミシガン州知事命令

https://content.govdelivery.com/attachments/MIEOG/2020/07/10/file_attachments/1492866/E0%202020-147%20Emerg%20order%20-%20Masks.pdf

2 なお、マスク等の着用義務化については、上記以外に各自治体が独自に導入している可能性がありますので、在留邦人の皆様におかれては、お住まいの地域の自治体の最新情報の収集に努めてください。

3 ミシガン州及びオハイオ州の感染者数・死亡者数(州政府発表:7月9日午後3時時点の発表, 括弧内は前日比)

(1)ミシガン州:感染者数 67,683(+446)、死者数 6,024(+9)

(2)オハイオ州:感染者数 61,331(+1,150)、死亡者 3,006(+15)

なお、ミシガン州、オハイオ州の日計、累計のグラフは、当館ホームページ上で毎日更新しております。

当館ホームページトップ(新型コロナウイルス感染者数推移情報)

https://www.detroit.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

新型コロナウイルス最新情報(領事メール, 医療情報など)

https://www.detroit.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00005.html

4 在留邦人の皆様におかれましては、それぞれの地元政府等が発出する情報をご確認頂き、引き続き、最新情報の把握に努めていただけるようお願いいたします。

体調不良となった場合は、まずは最寄りの医療機関等に相談し、その指示に従ってください。万一、新型コロナウイルスへの感染や疑いが判明した場合には、当館へのご連絡もお願いいたします。

【在デトロイト日本国総領事館】

住所: 400 Renaissance Center, Ste. 1600 Detroit, MI 48243-1604

電話: (313) 567-0120(代表)

メールアドレス: seikatsuanzen@dt.mofa.go.jp

参考

(連邦政府)

©CDC

HP: <https://www.CDC.gov/coronavirus/2019-ncov/index.html>

Twitter: <https://twitter.com/CDCgov>

(州政府)

©ミシガン州

HP: <https://www.michigan.gov/coronavirus/>

Twitter(健康保健省): <https://twitter.com/michiganhhs>

Twitter(州知事): <https://twitter.com/GovWhitmer>

©オハイオ州

HP: <https://odh.ohio.gov/wps/portal/gov/odh/know-our-programs/Novel-Coronavirus/2019-nCoV>

Twitter(健康保健省): <https://twitter.com/ohdeptofhealth>

Twitter(州知事): <https://twitter.com/GovMikeDeWine>

※1. このメールは、当館の在留届け及びメールマガジン、たびレジに登録されたメールアドレスを対象に送信専用アドレスから自動的に配信されています。本件に関するお問い合わせは、下記連絡先までお願いいたします。

seikatsuanzen@dt.mofa.go.jp

※2. 既にミシガン州、オハイオ州から転出された方については、変更/帰国届の届け出により、本メール配信は停止されます。変更/帰国届の提出については以下の URL をご確認ください(オンラインで在留届を提出されている方は、オンラインで提出ができます)。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

※3. メールマガジンに登録された方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から「e マガジン」タブを選択し停止手続きをお願いいたします。

http://www.detroit.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※4. たびレジ簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>